

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令 …… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div>	(同左)
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）（省略）〕</p> <p>〔措置法第69条の5（（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕 69の5-1～69の5-8（省略） <u>69の5-9 会社分割等の意義</u> <u>69の5-10 会社分割等により特定事業用資産相続人等が対応株式等を取得していない場合</u> <u>69の5-11 法人の分割があった場合の措置法令第40条の2の2第10項第3号イの金額</u> <u>69の5-12 会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定受贈同族会社株式等の価額の計算</u> <u>69の5-13 対応株式として合同会社の出資を取得した場合</u> <u>69の5-14 合併に際し合併法人から端数株式の譲渡代金を取得した場合</u> <u>69の5-15 会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定同族会社株式等の価額の計算</u> 69の5-16（省略） 69の5-17（省略） 69の5-18（省略） 69の5-19（省略） 69の5-20（省略）</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）（同左）〕</p> <p>〔措置法第69条の5（（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕 69の5-1～69の5-8（同左） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 69の5-9（同左） 69の5-10（同左） 69の5-11（同左） 69の5-12（同左） 69の5-13（同左）</p>

改正後	改正前
<p><u>69の5-21</u> (省略)</p> <p><u>69の5-22</u> (省略)</p> <p><u>69の5-23</u> (省略)</p> <p><u>69の5-24</u> (省略)</p> <p><u>69の5-25</u> (省略)</p> <p><u>69の5-26</u> (省略)</p> <p><u>69の5-27</u> (省略)</p> <p><u>69の5-28</u> (省略)</p> <p><u>69の5-29</u> (省略)</p> <p><u>69の5-30</u> (省略)</p> <p><u>69の5-31</u> (省略)</p> <p><u>69の5-32</u> (省略)</p> <p><u>69の5-33</u> (省略)</p> <p><u>69の5-34</u> (省略)</p>	<p><u>69の5-14</u> (同左)</p> <p><u>69の5-15</u> (同左)</p> <p><u>69の5-16</u> (同左)</p> <p><u>69の5-17</u> (同左)</p> <p><u>69の5-18</u> (同左)</p> <p><u>69の5-19</u> (同左)</p> <p><u>69の5-20</u> (同左)</p> <p><u>69の5-21</u> (同左)</p> <p><u>69の5-22</u> (同左)</p> <p><u>69の5-23</u> (同左)</p> <p><u>69の5-24</u> (同左)</p> <p><u>69の5-25</u> (同左)</p> <p><u>69の5-26</u> (同左)</p> <p><u>69の5-27</u> (同左)</p>
<p>[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係]</p> <p>(省略)</p>	<p>[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係]</p> <p>(同左)</p>
<p>[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係]</p> <p>(省略)</p>	<p>[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係]</p> <p>(同左)</p>
<p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>(省略)</p>	<p>[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</p> <p>(同左)</p>
<p>[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係]</p> <p>(省略)</p>	<p>[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係]</p> <p>(同左)</p>
<p>[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係]</p>	<p>[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係]</p>

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]</p> <p>(省略)</p> <p>[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]</p> <p>(省略)</p> <p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]</p> <p>(省略)</p>	<p>(同左)</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]</p> <p>(同左)</p> <p>[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]</p> <p>(同左)</p> <p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]</p> <p>(同左)</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（特例対象宅地等の意義）</p> <p>69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等（以下69の5—28までにおいて「特例対象宅地等」という。）には、被相続人から贈与（死因贈与を除く。以下同じ。）により取得したものは含まれないため、相続税法（昭和25年法律第75号）第19条（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額）の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税（同法第21条の9第3項（相続時精算課税の選択）の規定（措置法第70条の3第1項において準用する場合を含む。）をいう。以下70の6—38までにおいて同じ。）の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>（小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき）</p> <p>69の4—13 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等（以下69の5—32までにおいて「小規模宅地等」という。）及び措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産（以下69の5—32までにおいて「選択特定事業用資産」という。）について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が、同条第7項に規定する限度額（69の5—30（1）から（3）まで参照）を超えるときは、その小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（注） 上記の限度額を超える場合には、当該選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用もないのであるから留意する（69の5—32参照）。</p> <p>（法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲）</p> <p>69の4—25 措置法第69条の4第3項第4号に規定する法人の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等のうち同号に規定する法人（同号に規定する申告期限に</p>	<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（特例対象宅地等の意義）</p> <p>69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等（以下69の5—21までにおいて「特例対象宅地等」という。）には、被相続人から贈与（死因贈与を除く。以下同じ。）により取得したものは含まれないため、相続税法（昭和25年法律第75号）第19条（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額）の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税（同法第21条の9第3項（相続時精算課税の選択）の規定（措置法第70条の3第1項において準用する場合を含む。）をいう。以下70の6—38までにおいて同じ。）の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>（小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき）</p> <p>69の4—13 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等（以下69の5—25までにおいて「小規模宅地等」という。）及び措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産（以下69の5—25までにおいて「選択特定事業用資産」という。）について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が、同条第7項に規定する限度額（69の5—23（1）から（3）まで参照）を超えるときは、その小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（注） 上記の限度額を超える場合には、当該選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用もないのであるから留意する（69の5—25参照）。</p> <p>（法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲）</p> <p>69の4—25 措置法第69条の4第3項第4号に規定する法人の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等のうち同号に規定する法人の事業の用に供されていたものを</p>

改正後	改正前
<p>において清算中の法人を除く。以下69の4—26までにおいて同じ。)の事業の用に供されていたものをいうものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の4—27 相続又は遺贈により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者(以下69の5—28までにおいて「共同相続人等」という。)によって分割される前に、当該相続(以下69の4—27において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得した特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当たっては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したものとして取り扱うことができる。</p> <p>(注) 第一次相続に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判(以下69の5—26までにおいて「審判等」という。)に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分(民法第900条((法定相続分))から第904条の2((寄与分))までに規定する相続分をいう。以下69の5—26までにおいて同じ。)のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該死亡した者の共同相続人等の全員の合意により、当該死亡した者の具体的相続分に対応する財産として特定させたもののうちに特例対象宅地等があるときは上記の取扱いができることに留意する。</p> <p>[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(特例対象株式等の意義)</p> <p>69の5—1 措置法第69条の5第2項第7号イ及びロの要件を満たす特定株式又は特定出資(以下69の5—31までにおいて「特例対象株式等」という。)には、次に掲げる株式又は出資は含まれないのであるから留意する。</p> <p>1 法人の株主総会又は社員総会(以下69の5—4までにおいて「法人の株主総会等」という。)において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株</p>	<p>いうものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の4—27 相続又は遺贈により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者(以下69の5—21までにおいて「共同相続人等」という。)によって分割される前に、当該相続(以下69の4—27において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得した特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当たっては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したものとして取り扱うことができる。</p> <p>(注) 第一次相続に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判(以下69の5—19までにおいて「審判等」という。)に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分(民法第900条((法定相続分))から第904条の2((寄与分))までに規定する相続分をいう。以下69の5—19までにおいて同じ。)のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該死亡した者の共同相続人等の全員の合意により、当該死亡した者の具体的相続分に対応する財産として特定させたもののうちに特例対象宅地等があるときは上記の取扱いができることに留意する。</p> <p>[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(特例対象株式等の意義)</p> <p>69の5—1 措置法第69条の5第2項第7号イ及びロの要件を満たす特定株式又は特定出資(以下69の5—24までにおいて「特例対象株式等」という。)には、<u>法人の株主総会又は社員総会(以下69の5—4までにおいて「法人の株主総会等」という。)において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式又は出資は含まれない</u>のであるから留意する。</p>

改正後

式又は出資

2 法人の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株主又は社員の有する株式又は出資

(注) (省略)

(特定同族会社株式等の範囲)

69の5—2 特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の措置法第69条の5第2項第7号に規定する特定同族会社株式等(以下69の5—29までにおいて「特定同族会社株式等」という。)とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた当該各法人の特例対象株式等の株数又は金額若しくは口数(以下69の5—4までにおいて「株数等」という。)のうち当該各法人の当該相続開始の時にける発行済株式の総数又は出資の総額若しくは出資の総口数(以下69の5—31までにおいて「発行済株式総数等」という。)に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。

(1) (省略)

(2) 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の6—2の2までにおいて「特定贈与者」という。)が既に贈与(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5—34までにおいて同じ。)をした当該各法人に係る特例対象受贈株式等で措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けたもの(以下69の5—31までにおいて「届出済特例対象受贈株式等」という。)がある場合

$$\frac{2}{3} - A$$

$$A = \frac{\text{当該贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該贈与の時にける当該各法人の発行済株式総数等}}$$

なお、被相続人である特定贈与者が既に届出済特例対象受贈株式等の贈与を複数回行っているときは、上記に定める割合は、当該贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を2/3から控除して求めることに留意する。

(注) 1 上記の届出済特例対象受贈株式等には、被相続人である特定贈与者から贈与により届出済特例対象受贈株式等を取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の時までに有しないこととなったもの

改正前

(注) (同左)

(特定同族会社株式等の範囲)

69の5—2 特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の措置法第69条の5第2項第7号に規定する特定同族会社株式等(以下69の5—22までにおいて「特定同族会社株式等」という。)とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた当該各法人の特例対象株式等の株数又は金額若しくは口数(以下69の5—4までにおいて「株数等」という。)のうち当該各法人の当該相続開始の時にける発行済みの株式の総数又は出資の合計額若しくは出資の総口数(以下69の5—24までにおいて「発行済株式総数等」という。)に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。

(1) (同左)

(2) 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の6—2の2までにおいて「特定贈与者」という。)が既に贈与(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5—27までにおいて同じ。)をした当該各法人に係る特例対象受贈株式等で措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けたもの(以下69の5—24までにおいて「届出済特例対象受贈株式等」という。)がある場合

$$\frac{2}{3} - A$$

$$A = \frac{\text{当該贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該贈与の時にける当該各法人の発行済株式総数等}}$$

なお、被相続人である特定贈与者が既に届出済特例対象受贈株式等の贈与を複数回行っているときは、上記に定める割合は、当該贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を2/3から控除して求めることに留意する。

(注) 1 上記の届出済特例対象受贈株式等には、被相続人である特定贈与者から贈与により届出済特例対象受贈株式等を取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の時までに有しないこととなったものが含

改正後	改正前
<p>が含まれるのであるから留意する。</p> <p>2 措置法第69条の5第2項第12号イに掲げる特定事業用資産は、各法人ごとの特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等（同項第8号に規定する特定受贈同族会社株式等（以下69の5—34までにおいて「特定受贈同族会社株式等」という。）のうち、当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者の相続開始の時まで引き続き同項第11号ロ（1）から（3）までの要件を満たす特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。）である株式の総数に相当する金額又は出資の総額（当該特定受贈同族会社株式等については当該贈与時の価額をいう。）の合計額のうち10億円以下の部分をいうのであるから留意する。</p> <p>3 <u>措置法第69条の5第1項に規定する申告期限（以下69の5—25までにおいて「相続税の申告期限」という。）において特定同族会社株式等に係る法人が清算中であったときは、当該特定同族会社株式等については同項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p>	<p>まれるのであるから留意する。</p> <p>2 措置法第69条の5第2項第12号イに掲げる特定事業用資産は、各法人ごとの特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等（同項第8号に規定する特定受贈同族会社株式等（以下69の5—27までにおいて「特定受贈同族会社株式等」という。）のうち、当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者の相続開始の時まで引き続き同項第11号ロ（1）から（3）までの要件を満たす特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。）である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額（当該特定受贈同族会社株式等については当該贈与時の価額をいう。）の合計額のうち10億円以下の部分をいうのであるから留意する。</p>
<p>（特定受贈同族会社株式等の範囲）</p> <p>69の5—3 特例対象受贈株式等に係る法人が2以上ある場合の特定受贈同族会社株式等とは、被相続人である特定贈与者が贈与をした当該各法人の当該贈与の時にける特例対象受贈株式等の株数等のうち当該各法人の発行済株式総数等に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）被相続人である特定贈与者が既に贈与（以下69の5—7までにおいて「従前贈与」という。）をした当該各法人に係る届出済特例対象受贈株式等がある場合</p> $\frac{2}{3} - A$ <p>当該従前贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等</p> $A = \frac{\text{当該従前贈与の時にける当該各法人の発行済株式総数等}}{\text{当該従前贈与の時にける当該各法人の発行済株式総数等}}$ <p>なお、被相続人である特定贈与者が従前贈与を複数回行っているときには、上記に定める割合は、当該従前贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を2/3から控除して求めることに留意する。</p> <p>（注）<u>1</u> 上記の届出済特例対象受贈株式等には、被相続人である特定贈与者から従前</p>	<p>（特定受贈同族会社株式等の範囲）</p> <p>69の5—3 特例対象受贈株式等に係る法人が2以上ある場合の特定受贈同族会社株式等とは、被相続人である特定贈与者が贈与をした当該各法人の当該贈与の時にける特例対象受贈株式等の株数等のうち当該各法人の発行済株式総数等に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（2）被相続人である特定贈与者が既に贈与（以下69の5—7までにおいて「従前贈与」という。）をした当該各法人に係る届出済特例対象受贈株式等がある場合</p> $\frac{2}{3} - A$ <p>当該従前贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等</p> $A = \frac{\text{当該従前贈与の時にける当該各法人の発行済株式総数等}}{\text{当該従前贈与の時にける当該各法人の発行済株式総数等}}$ <p>なお、被相続人である特定贈与者が従前贈与を複数回行っているときには、上記に定める割合は、当該従前贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を2/3から控除して求めることに留意する。</p> <p>（注）上記の届出済特例対象受贈株式等には、被相続人である特定贈与者から従前贈</p>

改正後	改正前
<p>贈与により届出済特例対象受贈株式等を取得した者が、当該従前贈与の時から当該贈与の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。</p> <p>2 贈与の時に<u>特定受贈同族会社株式等に係る法人が清算中であつたときは、当該特定受贈同族会社株式等については措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p>(議決権の制限がある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定)</p> <p>69の5—4 特定株式又は特定出資(以下69の5—6までにおいて「特定株式等」という。)が、特定同族会社株式等に該当するかどうかの判定をする場合において、措置法第69条の5第2項第7号イに規定する「株式の総数又は出資の総額」には、<u>措置法規則第23条の2の2第4項に規定する株式又は第5項において第4項の規定が準用される出資(以下69の5—4において「議決権のすべてに制限がある株式等」という。)</u>の株数等は含まれないのであるが、<u>措置法第69条の5第2項第7号柱書に規定する「発行済株式の総数又は出資の総額」、同号ロ(1)に規定する「発行済株式の総数」及び同号ロ(2)に規定する「出資の総口数」には、議決権のすべてに制限がある株式等の株数等は含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>(払戻請求権がある場合の20億円未満の判定)</p> <p>69の5—8 措置法令第40条の2の2第31項の規定により特定出資に該当する払戻請求権がある場合の措置法第69条の5第2項第7号ロの要件の判定は、当該払戻請求権の価額を基に行うのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(会社分割等の意義)</p> <p>69の5—9 措置法令第40条の2の2第10項に規定する会社分割、株式分割、株式無償割当て、株式交換、剰余金の配当その他の事由(以下69の5—15までにおいて「会社分割等」という。)には、次に掲げる事由は含まれないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(1) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第12号の10((定義))に規定する分社型分割</p> <p>(2) 資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当(同法第2</p>	<p>与により届出済特例対象受贈株式等を取得した者が、当該従前贈与の時から当該贈与の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。</p> <p>(議決権の制限がある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定)</p> <p>69の5—4 特定株式又は特定出資(以下69の5—6までにおいて「特定株式等」という。)が、特定同族会社株式等に該当するかどうかの判定をする場合において、措置法第69条の5第2項第7号イに規定する「株式の総数又は出資の合計額」には、<u>法人の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式又は出資の株数等は含まれないのであるが、同号柱書に規定する「発行済みの株式の総数又は出資の合計額」、同号ロ(1)に規定する「発行済みの株式の総数」及び同号ロ(2)に規定する「出資の総口数」には、法人の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式又は出資の株数等も含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>(注) (同左)</p> <p>(払戻請求権がある場合の20億円未満の判定)</p> <p>69の5—8 措置法令第40条の2の2第28項の規定により特定出資に該当する払戻請求権がある場合の措置法第69条の5第2項第7号ロの要件の判定は、当該払戻請求権の価額を基に行うのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>条第12号の9に規定する分割型分割を除く。）又は利益の配当</u></p> <p><u>(3) 自己株式の取得</u></p> <p><u>(4) 措置法令第40条の2の2第11項第3号に掲げる法人の合併、第5号に掲げる株式交換及び第6号に掲げる株式移転に当たらない法人の合併、株式交換及び株式移転</u></p> <p><u>(5) 組織変更</u></p> <p><u>(注) (3)から(5)に掲げる事由により特定事業用資産相続人等が交付を受けた株式又は出資については、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p>	
<p><u>(会社分割等により特定事業用資産相続人等が対応株式等を取得していない場合)</u></p> <p><u>69の5-10 特定事業用資産相続人等の有する特定受贈同族会社株式等(以下69の5-12までにおいて「分割対象株式等」という。)について会社分割等があったことにより、当該特定事業用資産相続人等が措置法令第40条の2の2第10項第2号に規定する対応株式(以下69の5-16までにおいて「対応株式」という。)及び第3号に規定する剰余金の配当として金銭その他の資産の交付を受けていない場合には、当該分割対象株式等について同条第10項から第12項に規定する計算は要しないのであるから留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(法人の分割があった場合の措置法令第40条の2の2第10項第3号イの金額)</u></p> <p><u>69の5-11 法人の分割(措置法令第40条の2の2第11項第4号に掲げる法人の分割に当たらない法人の分割をいう。)があった場合の同条第10項第3号イに掲げる金額とは、分割によって分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する「分割法人」をいう。)の株主又は出資者である特定事業用資産相続人等が交付を受けた分割承継法人(同条第12号の3に規定する「分割承継法人」をいう。)の株式又は出資以外の金銭その他の資産の金額(当該金額のうち所得税法(昭和40年法律第33号)第24条第1項((配当所得))又は第25条第1項((配当等とみなす金額))の規定により配当所得の対象とされるものを除く。)をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 69の5-14(注)2参照</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定受贈同族会社株式等の価額の計算)</u></p> <p><u>69の5-12 措置法令第40条の2の2第10項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後

改正前

割合を乗じて得た価額を当該会社分割等時後に当該特定事業用資産相続人等が有している当該分割等対象株式等の数又は口数で除して得た価額」、第11項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を会社分割等時後に当該特定事業用資産相続人等が有している対応株式の数又は口数で除して得た価額」又は第12項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た金額」の計算方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。

(1) 同条第10項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を当該会社分割等時後に当該特定事業用資産相続人等が有している当該分割等対象株式等の数又は口数で除して得た価額」

$$A \times \frac{B}{B+C+D} \div e$$

(2) 同条第11項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を会社分割等時後に当該特定事業用資産相続人等が有している対応株式の数又は口数で除して得た価額」

$$A \times \frac{C}{B+C+D} \div h$$

(3) 同条第12項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た金額」

$$A \times \frac{D}{B+C+D}$$

(注) 算式中の符号及び計算上生じた一円未満の端数の処理については、次のとおりである。

1 算式中の符号

Aは、次の算式により計算した措置法令第40条の2の2第10項の会社分割等前株式等総額

$$a \times b$$

aは、分割等対象株式等に係る贈与の時ににおける一株又は一口当たりの価額（既に同条第10項又は第11項の規定の適用を受けた場合には当該規定の適用後の価額）

bは、会社分割等があった時（以下69の5-12において「会社分割等時」という。）前に特定事業用資産相続人等が有していた分割等対象株式等の数又は口数

Bは、次の算式により計算した措置法令第40条の2の2第10項第1号に掲げる金額（当該金額に小数点第三位未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て

改正後

て差し支えないものとする。以下C及びDの金額について同じ。)

$$c \times \frac{e}{d}$$

cは、会社分割等時後における分割等対象株式等に係る法人の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下f及びjにおいて「資本金等の額」という。）

dは、cの法人の発行済株式の総数（当該法人が有する自己株式の数を除く。以下g及びkにおいて同じ。）又は出資の総口数

eは、会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するcの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数

Cは、次の算式により計算した措置法令第40条の2の2第10項第2号に掲げる金額

$$f \times \frac{h}{g}$$

fは、会社分割等（同条第11項各号に掲げる事由に該当するものに限る。）により特定事業用資産相続人等が取得した対応株式に係る法人の資本金等の額

gは、fの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数

hは、会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するfの法人に係る対応株式の数又は口数

Dは、次の算式により計算した措置法令第40条の2の2第10項第3号に掲げる金額の合計額

$$i + j \times \frac{1}{k}$$

iは、会社分割等（同条第11項各号に掲げる事由に該当するものを除く。以下、jにおいて同じ。）により特定事業用資産相続人等が特定受贈同族会社株式等に係る剰余金の配当として交付を受けた金銭その他の資産の金額（69の5-11参照）

jは、会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得した特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下1において「非対応株式」という。）に係る法人の資本金等の額

改正前

改正後	改正前
<p><u>kは、jの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数</u></p> <p><u>1は、会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するjの法人に係る非対応株式の数又は口数</u></p> <p><u>2 計算上生じた一円未満の端数の処理</u></p> <p><u>上記(1)から(3)の算式により計算された価額又は金額に一円未満の端数がある場合には、課税上弊害がない限り、その端数金額を切り捨てて差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(対応株式として合同会社の出資を取得した場合)</u></p> <p><u>69の5-13 措置法令第40条の2の2第11項第3号から第5号に掲げる事由により特定受贈同族会社株式等に対応する株式(出資を含む。以下69の5-14において同じ。)として、合同会社の出資を取得した場合には、当該出資は対応株式に該当し、当該出資は措置法第69条の5第1項の規定の適用があるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(合併に際し合併法人から端数株式の譲渡代金を取得した場合)</u></p> <p><u>69の5-14 分割等対象株式等の発行人が行った合併が措置法令第40条の2の2第11項第3号に掲げる合併に該当するかどうかの判定をする場合において、合併法人(法人税法第2条第12号に規定する「合併法人」をいう。)が合併に際し、被合併法人(同条第11号に規定する「被合併法人」をいう。)の株主に交付する株式に一株未満(一口未満を含む。以下69の5-14において同じ。)の端数が生じたためその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、その譲渡代金を当該株主に交付したときは、当該株主に対してその一株未満の端数に相当する株式(以下69の5-14において「端数株式」という。)を交付したもとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、上記の取扱いにより当該合併が措置法令第40条の2の2第11項第3号に掲げる合併に該当することとなった場合の同項に規定する対応株式の一株又は一口当たりの価額(以下69の5-14において「対応株式の価額」という。)の計算に際しては、当該端数株式の数又は口数を同条第10項第2号及び第11項に規定する「対応株式の数又は口数」に加算して計算することになるのであるが、当該端数株式については、措置法第69条の5第1項の規定の適用がないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注)1 上記の取扱いは、措置法令第40条の2の2第11項第4号から6号に掲げる事由に該当するかどうかの判定をする場合について準用する。</u></p> <p><u>2 上記なお書の対応株式の価額の計算方法は次に掲げる計算について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>措置法令第40条の2の2第11項第1号、第2号、第4号、第5号又は第6号に掲げる事由により取得した対応株式の価額の計算</u></p> <p>(2) <u>同条第11項第2号に掲げる株式無償割当て又は第4号に掲げる法人の分割に当たらない株式無償割当て又は法人の分割（以下69の5-14において「株式無償割当て等」という。）があった場合の同条第10項第3号ロに掲げる金額の計算</u></p> <p>(3) <u>同条第11項第1号、第2号、第4号に掲げる事由又は株式無償割当て等があった場合の同条第10項に規定する分割等対象株式等の一株又は一口当たりの価額の計算</u></p> <p><u>(会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定同族会社株式等の価額の計算)</u></p> <p><u>69の5-15 会社分割等があった場合の特定同族会社株式等及び措置法令第40条の2の2第11項に掲げる事由により取得した特定同族会社株式等に対応する株式の価額の計算並びに第12項の規定による相続税の課税価格の計算に当たっては、69の5-9（（会社分割等の意義）から69の5-14（（合併に際し合併法人から端数株式の譲渡代金を取得した場合））を準用する。</u></p> <p><u>(役員である期間の意義)</u></p> <p><u>69の5-16 措置法第69条の5第2項第11号ロ（2）に規定する政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係る法人の措置法規則第23条の2の2第13項に規定する役員（以下69の5-16において「役員」という。）としての地位を有しているかどうかは、役員であった期間（当該特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。）を合計した期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかで判定するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 当該法人に係る特定受贈同族会社株式等の贈与が複数回あるため上記の政令で定める期間が異なることとなる場合には、各贈与に係る当該政令で定める期間ごとに上記の判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>2 特定事業用資産相続人等が有する対応株式に係る法人の役員である期間の判定を行う上での措置法令第40条の2の2第9項に規定する贈与の日は、当該対応株式に係る特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した日であるが、当該贈与の日から当該対応株式を取得することとなった同条第11項各号に掲げる事由が生じた時までの間において、当該特定事業用資産相続人等が当該特定受</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(役員である期間の意義)</u></p> <p><u>69の5-9 措置法第69条の5第2項第11号ロ（2）に規定する政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係る法人の措置法規則第23条の2の2第13項に規定する役員（以下69の5-9において「役員」という。）としての地位を有しているかどうかは、役員であった期間（当該特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。）を合計した期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかで判定するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該法人に係る特定受贈同族会社株式等の贈与が複数回あるため上記の政令で定める期間が異なることとなる場合には、各贈与に係る当該政令で定める期間ごとに上記の判定を行うのであるから留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>贈同族会社株式等に係る法人の役員であった場合には、当該期間において当該役員であった期間は、当該対応株式に係る法人の役員であった期間とみなして、上記の判定を行うものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p>(特定贈与者の死亡以前に特定事業用資産相続人等が死亡した場合の特定事業用資産相続人等)</p> <p>69の5—17 特定受贈同族会社株式等の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等が死亡した場合には、当該特定事業用資産相続人等の納税義務等承継人(相続税法第21条の17又は第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下70の6—2の2までにおいて「相続時精算課税適用者」という。)が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含む。)をいう。以下69の5—25までにおいて同じ。)を当該死亡の時から措置法第69条の5第2項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。この場合、当該納税義務等承継人が当該特定受贈同族会社株式等を選択特定事業用資産として選択をしたとき(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、その全員が共同して選択したときに限る。)において、当該納税義務等承継人(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、そのうちのいずれかの者)が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き有している当該特定受贈同族会社株式等については、<u>同項第12号イに規定する特定受贈同族会社株式等に該当するものであるから留意する。</u></p> <p>(注) (省略)</p> <p>(特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産)</p> <p>69の5—18 措置法第69条の5第2項第12号ロ(1)に掲げる特定事業用資産とは、同項第9号に規定する特定森林施業計画対象山林(以下69の5—29までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に</p>	<p>(特定贈与者の死亡以前に特定事業用資産相続人等が死亡した場合の特定事業用資産相続人等)</p> <p>69の5—10 特定受贈同族会社株式等の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等が死亡した場合には、当該特定事業用資産相続人等の納税義務等承継人(相続税法第21条の17又は第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下70の6—2の2までにおいて「相続時精算課税適用者」という。)が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含む。)をいう。以下69の5—18までにおいて同じ。)を当該死亡の時から措置法第69条の5第2項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。この場合、当該納税義務等承継人が当該特定受贈同族会社株式等を選択特定事業用資産として選択をしたとき(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、その全員が共同して選択したときに限る。)において、当該納税義務等承継人(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、そのうちのいずれかの者)が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き有している当該特定受贈同族会社株式等については、<u>措置法第69条の5第2項第12号イに規定する特定受贈同族会社株式等に該当するものであるから留意する。</u></p> <p>(注) (同左)</p> <p>(特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産)</p> <p>69の5—11 措置法第69条の5第2項第12号ロ(1)に掲げる特定事業用資産とは、同項第9号に規定する特定森林施業計画対象山林(以下69の5—22までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同</p>

改正後	改正前
<p>同号に規定する市町村長等の認定（以下69の5—25までにおいて「市町村長等の認定」という。）を受けていた森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項（<u>（森林施業計画）</u>）に規定する森林施業計画（以下69の5—25までにおいて「森林施業計画」という。）の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) <u>相続税の申告期限</u>において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号<u>（定義）</u>）に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条（<u>（森林施業計画の変更）</u>）の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第10条（<u>（森林施業計画の変更の特例）</u>）の規定を含む。次の⑤並びに69の5—19（2）④及び（注）1において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>③ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第15項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5—19までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>④～⑥（省略）</p> <p>(3)（省略）</p> <p>(注)（省略）</p> <p>（特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産）</p> <p>69の5—19 措置法第69条の5第2項第12号ロ（2）に掲げる特定事業用資産とは、同項第10号に規定する特定受贈森林施業計画対象山林（以下69の5—33までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林」という。）のうち次に掲げるすべての要件を満たす区</p>	<p>号に規定する市町村長等の認定（以下69の5—18までにおいて「市町村長等の認定」という。）を受けていた森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林施業計画（以下69の5—18までにおいて「森林施業計画」という。）の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) <u>措置法第69条の5第1項</u>に規定する申告期限（以下69の5—18までにおいて「<u>相続税の申告期限</u>」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>①（同左）</p> <p>② 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第10条の規定を含む。次の⑤並びに69の5—12（2）④及び（注）1において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>③ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第12項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5—12までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>④～⑥（同左）</p> <p>(3)（同左）</p> <p>(注)（同左）</p> <p>（特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産）</p> <p>69の5—12 措置法第69条の5第2項第12号ロ（2）に掲げる特定事業用資産とは、同項第10号に規定する特定受贈森林施業計画対象山林（以下69の5—26までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林」という。）のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内</p>

改正後	改正前
<p>域内に存するものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 措置法令第40条の2の2第17項に規定する贈与税等の申告期限（以下69の5—19において「贈与税等の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（納税義務等承継人のうち当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した者（以下69の5—25までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林承継人」という。）を含む。）が、当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(注) 1 贈与税等の申告期限から当該被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、下記(注)2に該当しない限り、措置法第69条の5第2項第12号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当するのであるから留意する。</p> <p>2 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する</p>	<p>に存するものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 措置法令第40条の2の2第14項に規定する贈与税等の申告期限（以下69の5—12において「贈与税等の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（納税義務等承継人のうち当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した者（以下69の5—18までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林承継人」という。）を含む。）が、当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>③～⑤ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(注) 1 贈与税等の申告期限から当該被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、下記(注)2に該当しない限り、措置法第69条の5第2項第12号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当するのであるから留意する。</p> <p>2 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈</p>

改正後	改正前
<p>特定受贈森林施業計画対象山林については、<u>同条第2項第12号ロ（2）</u>に掲げる特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。</p> <p>（共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画）</p> <p>69の5—20 措置法第69条の5第2項第12号ロ（1）及び（2）並びに措置法令第40条の2の2第15項から第18項までに規定する森林施業計画には、被相続人若しくは被相続人である特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族若しくは当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が他の個人（当該被相続人又は特定贈与者を除く。）若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれるのであるから留意する。</p> <p>（特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分）</p> <p>69の5—21 措置法令第40条の2の2第16項に規定する「相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」（以下69の5—21において「効力を有する森林施業計画」という。）が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第12号ロ（1）に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>（特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分）</p> <p>69の5—22 措置法令第40条の2の2第18項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」（以下69の5—22において「効力を有する受贈森林施業計画」という。）が、同項に規定する特定受贈森林施業計画対象山林を取得</p>	<p>森林施業計画対象山林については、<u>措置法第69条の5第2項第12号ロ（2）</u>に掲げる特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。</p> <p>（共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画）</p> <p>69の5—13 措置法第69条の5第2項第12号ロ（1）及び（2）並びに措置法令第40条の2の2第12項から第15項までに規定する森林施業計画には、被相続人若しくは被相続人である特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族若しくは当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が他の個人（当該被相続人又は特定贈与者を除く。）若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれるのであるから留意する。</p> <p>（特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分）</p> <p>69の5—14 措置法令第40条の2の2第13項に規定する「相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」（以下69の5—14において「効力を有する森林施業計画」という。）が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第12号ロ（1）に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>（特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分）</p> <p>69の5—15 措置法令第40条の2の2第15項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」（以下69の5—15において「効力を有する受贈森林施業計画」という。）が、同項に規定する特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該</p>

改正後	改正前
<p>した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定受贈森林施業計画対象山林のうち効力を有する受贈森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第12号ロ（2）に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>（相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第11号イに規定する特定事業用資産相続人等の判定）</p> <p>69の5—23 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈（措置法令第40条の2の2第34項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。）により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画（以下69の5—23において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5—23において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項（森林施業計画の認定の請求等）に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第11号イ（5）の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林（当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>（注）（省略）</p>	<p>特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定受贈森林施業計画対象山林のうち効力を有する受贈森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第12号ロ（2）に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>（相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第11号イに規定する特定事業用資産相続人等の判定）</p> <p>69の5—16 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈（措置法令第40条の2の2第30項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。）により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画（以下69の5—16において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5—16において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第11号イ（5）の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林（当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>（注）（同左）</p>

改正後	改正前
<p>(贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第11号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定)</p> <p>69の5—24 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。以下69の5—24において同じ。)が当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画(以下69の5—24において「消滅前計画」という。)の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5—24において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書(当該特定受贈森林施業計画対象山林に係るものに限る。)を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第11号ロ(5)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日(当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う(措置法令第40条の2の2第35項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の特定事業用資産相続人等)</p> <p>69の5—25 (省略)</p> <p>(共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の5—26 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第12号に規定する特定事業用資産(以下69の5—33までにおいて「特定事業用資産」という。)の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続(以下69の5—26において「第</p>	<p>(贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第11号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定)</p> <p>69の5—17 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。以下69の5—17において同じ。)が当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画(以下69の5—17において「消滅前計画」という。)の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5—17において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書(当該特定受贈森林施業計画対象山林に係るものに限る。)を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第11号ロ(5)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日(当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う(措置法令第40条の2の2第31項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の特定事業用資産相続人等)</p> <p>69の5—18 (同左)</p> <p>(共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の5—19 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第12号に規定する特定事業用資産(以下69の5—26までにおいて「特定事業用資産」という。)の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続(以下69の5—19において「第一次</p>

改正後	改正前
<p>一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれか(当該被相続人の親族に限る。)が死亡した場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その特定事業用資産は分割により当該親族が取得したのものとして取り扱うことができる。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれか(当該被相続人の親族に限る。)が死亡した場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その特定事業用資産は分割により当該親族が取得したのものとして取り扱うことができる。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(申告書の提出期限後に分割された特定事業用資産について特例の適用を受ける場合)</p> <p><u>69の5—27</u> (省略)</p>	<p>(申告書の提出期限後に分割された特定事業用資産について特例の適用を受ける場合)</p> <p><u>69の5—20</u> (同左)</p>
<p>(申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p> <p><u>69の5—28</u> 相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定事業用資産及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第19項及び措置法令第40条の2第12項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>(注) 措置法令第40条の2の2第21項各号かっこ書及び措置法令第40条の2第13項かっこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。</p>	<p>(申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p> <p><u>69の5—21</u> 相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定事業用資産及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第16項及び措置法令第40条の2第12項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>(注) 措置法令第40条の2の2第18項各号かっこ書及び措置法令第40条の2第13項かっこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。</p>
<p>(特定(受贈)同族会社株式等及び特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例を受ける場合の限度額計算)</p> <p><u>69の5—29</u> 措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等(以下<u>69の5—30</u>までにおいて「特定(受贈)同族会社株式等」という。)である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額が同条第5項に規定するいずれか低い金額に満たない場合において、同条第1項の規定の適用を受けることができる特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林(以下<u>69の5—30</u>までにおいて「特定(受贈)森林施業計画対象山林」という。)</p>	<p>(特定(受贈)同族会社株式等及び特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例を受ける場合の限度額計算)</p> <p><u>69の5—22</u> 措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等(以下<u>69の5—23</u>までにおいて「特定(受贈)同族会社株式等」という。)である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額が同条第5項に規定するいずれか低い金額に満たない場合において、同条第1項の規定の適用を受けることができる特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林(以下<u>69の5—23</u>までにおいて「特定(受贈)森林施業計画対象山林」という。)の価額の</p>

改正後

の価額の限度額は、小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受ける場合（69の5—30（3）の算式による。）を除き、次の算式により計算した価額となるのであるから留意する。

$$A \times \frac{B - C}{B}$$

（注）算式中の符号は次のとおりである（69の5—30までにおいて同じ。）。

Aは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等に係るすべての特定（受贈）森林施業計画対象山林である特定事業用資産の価額の合計額

Bは、措置法第69条の5第5項に規定するいずれか低い金額（69の5—31参照）

Cは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等が選択したすべての特定（受贈）同族会社株式等である特定事業用資産（以下69の5—31までにおいて「選択株式等」という。）の価額の合計額

（特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等）

69の5—30（省略）

（1）～（2）（省略）

（3）（省略）

（注）1 措置法第69条の5第5項又は第7項の規定により、選択株式等、同条第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等が選択したすべての特定（受贈）森林施業計画対象山林である特定事業用資産（以下69の5—30において「選択山林」という。）又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合の69の5—29及び上記に定める計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。

$$D + \left(400\text{m}^2 \times \frac{C}{B} \right) + \left(400\text{m}^2 \times \frac{E}{F} \right) \leq 400\text{m}^2$$

2 算式中のD及びEの符号は次のとおりである。

Dは、措置法第69条の4第2項第4号イからハまでに掲げる面積の合計（同項第4号の要件を満たす場合に限る。）

Eは、選択山林の価額の合計額

（措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算）

69の5—31（省略）

改正前

限度額は、小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受ける場合（69の5—23（3）の算式による。）を除き、次の算式により計算した価額となるのであるから留意する。

$$A \times \frac{B - C}{B}$$

（注）算式中の符号は次のとおりである（69の5—23までにおいて同じ。）。

Aは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等に係るすべての特定（受贈）森林施業計画対象山林である特定事業用資産の価額の合計額

Bは、措置法第69条の5第5項に規定するいずれか低い金額（69の5—24参照）

Cは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等が選択したすべての特定（受贈）同族会社株式等である特定事業用資産（以下69の5—24までにおいて「選択株式等」という。）の価額の合計額

（特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等）

69の5—23（同左）

（1）～（2）（同左）

（3）（同左）

（注）1 措置法第69条の5第5項又は第7項の規定により、選択株式等、同条第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等が選択したすべての特定（受贈）森林施業計画対象山林である特定事業用資産（以下69の5—23において「選択山林」という。）又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合の69の5—22及び上記に定める計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。

$$D + \left(400\text{m}^2 \times \frac{C}{B} \right) + \left(400\text{m}^2 \times \frac{E}{F} \right) \leq 400\text{m}^2$$

2 算式中のD及びEの符号は次のとおりである。

Dは、措置法第69条の4第2項第4号イからハまでに掲げる面積の合計（同項第4号の要件を満たす場合に限る。）

Eは、選択山林の価額の合計額

（措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算）

69の5—24（同左）

改正後	改正前
<p>(1) (省略) (注) (省略)</p> <p>(2) (省略) (注) dは、贈与（相続開始の時までに被相続人である特定贈与者が複数回贈与をしていた場合には、そのうち当該相続開始の時に最も近い贈与時の贈与をいう。以下69の5—31において「最終贈与」という。）の時ににおける当該届出済特例対象受贈株式等の1株又は1口当たりの時価 eは、最終贈与の時ににおける当該法人の発行済株式総数等 fは、最終贈与の時ににおける措置法令第40条の2の2第7項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合 gは、措置法第69条の5第2項第11号ロの要件を満たすすべての特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額 hは、被相続人である特定贈与者が最終贈与以外の贈与をした当該法人に係るすべての届出済特例対象受贈株式等の価額の合計額</p> <p>(3) (省略) (注) (省略)</p> <p>(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p>69の5—32 小規模宅地等又は選択特定事業用資産について、措置法第69条の4第1項又は第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が同条第5項に規定する限度額（69の5—29参照）又は第7項に規定する限度額（69の5—30（1）から（3）まで参照）を超えるときは、その選択特定事業用資産のすべてについて同条第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その選択特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用もないのであるから留意する（69の4—13参照）。</p> <p>(特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産に</p>	<p>(1) (同左) (注) (同左)</p> <p>(2) (同左) (注) dは、贈与（相続開始の時までに被相続人である特定贈与者が複数回贈与をしていた場合には、そのうち当該相続開始の時に最も近い贈与時の贈与をいう。以下69の5—24において「最終贈与」という。）の時ににおける当該届出済特例対象受贈株式等の1株又は1口当たりの時価 eは、最終贈与の時ににおける当該法人の発行済株式総数等 fは、最終贈与の時ににおける措置法令第40条の2の2第7項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合 gは、措置法第69条の5第2項第11号ロの要件を満たすすべての特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額 hは、被相続人である特定贈与者が最終贈与以外の贈与をした当該法人に係るすべての届出済特例対象受贈株式等の価額の合計額</p> <p>(3) (同左) (注) (同左)</p> <p>(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p>69の5—25 小規模宅地等又は選択特定事業用資産について、措置法第69条の4第1項又は第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が同条第5項に規定する限度額（69の5—22参照）又は第7項に規定する限度額（69の5—23（1）から（3）まで参照）を超えるときは、その選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その選択特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用もないのであるから留意する（69の4—13参照）。</p> <p>(特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産につ</p>

改正後	改正前
<p>ついて措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続)</p> <p>69の5—33 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限（措置法令第40条の2の2第25項から第30項までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限）までに措置法第69条の5第10項に規定する書類（以下69の5—34までにおいて「第10項に規定する書類」という。）の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について、同条第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(措置法第69条の5第10項に規定する書類の提出先等)</p> <p>69の5—34 被相続人である特定贈与者が特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林（以下69の5—34において「特定受贈事業用資産」という。）の贈与をした年の途中で死亡した場合又は特定受贈事業用資産を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第11号口の要件を満たす特定事業用資産相続人等が第10項に規定する書類の提出期限前に第10項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた特定受贈事業用資産について同条第1項の適用を受けるために提出する第10項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(省略)</p>	<p>いて措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続)</p> <p>69の5—26 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限（措置法令第40条の2の2第22項から第27項までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限）までに措置法第69条の5第10項に規定する書類（以下69の5—27までにおいて「第10項に規定する書類」という。）の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について、同条第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(措置法第69条の5第10項に規定する書類の提出先等)</p> <p>69の5—27 被相続人である特定贈与者が特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林（以下69の5—27において「特定受贈事業用資産」という。）の贈与をした年の途中で死亡した場合又は特定受贈事業用資産を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第11号口の要件を満たす特定事業用資産相続人等が第10項に規定する書類の提出期限前に第10項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた特定受贈事業用資産について同条第1項の適用を受けるために提出する第10項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(同左)</p>